# 航空法の概要

# Overview of Civil Aeronautics Act

# 小川雄生\*1

## OGAWA Yuki

**要 約** 「航空法」は、航空業務(運航および整備後の確認行為)を行う上で遵守すべき法律であり、航空 業界の変化に応じ常に改正されており、近年では無人航空機の発展に伴う法改正が行われている。今回は、特 に航空機整備に関係する部分について概要をまとめた。

### 1 はじめに

航空法は、民間の航空機(自衛隊機は自衛隊法を適用)を対象とした法律であり、国連の専門機関である国際民間航空機関(ICAO: International Civil Aviation Organization)が検討・作成する国際民間航空条約の基準を満足するように規定されている。

### 2 国際民間航空機関

国際連合の専門機関であり、1944年に採択された 国際民間航空条約に基づき設置された。本部はカナ ダのモントリオールにあり、193 か国が加盟してお り、日本は1953年に加盟。

#### 3 国際航空民間条約

1944 年にアメリカ合衆国イリノイ州クック郡のシカゴで開催された民間航空に関する国際会議において採択された条約で、シカゴ条約とも呼ばれる。本文 4 部 22 章および 19 の附属書より構成されている。

この条約は国際民間航空の安全かつ秩序ある方法での発達および国際航空運送業務が機会の平等に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されることを目的とする。

### 4 航空法の目的

航空法の第1章第1条には、「国際民間航空条約の 規定並びに同条約の附属書として採択された標準、 方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及 び航空機の航行に起因する障害の防止を図る為の

※1 航空機整備科

Department of Aircraft Maintenance

方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の 適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確 保するとともにその利用者の利便の増進を図り、 並びに航空の脱炭素化を推進するための措置を講 じ、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項 等を定めてその飛行の安全の確保を図ることによ り、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進す ることを目的とする」と記載されており、ポイント は、以下の6つである。

- ① 国際法(国際航空民間条約)に準拠している。
- ② 航空機の航行の安全を確保する。
- ③ 航空機の航行に起因する障害の防止を図る。
- ④ 事業の適正かつ合理的な運営を確保する。
- ⑤ 航空の脱炭素化の推進。
- ⑥ 無人航空機の飛行の安全を確保する。

### 5 航空法の制定

昭和27年(1952年)7月15日に現在の航空 法が制定され、航空業界の変化に応じ、令和4年 6月までに70回の改正が実施されている。前文 の航空法の目的に航空機の脱炭素化および無人航 空機関連は、令和4年6月の最新の改正で追加さ れたものである。

# 6 航空法の構成

航空法は 13 章 163 条で構成されており、政令である航空法施行令、省令である航空法施行規則 および施行規則附属書第1から第4で構成されている(図1)。

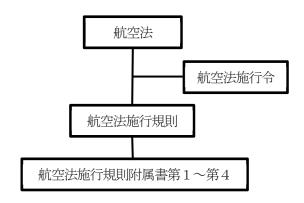


図 1

### 7 航空法施行令

政令であり、法律の委任に基づき、又は法律を実施するための命令で、内閣全員の署名を経て交付される。

## 8 航空法施行規則

省令であり、法律の具体的な細部の規則を定めた もので、国土交通大臣の権限、署名で公布される。

施行規則には附属書第一から第四までの4つの 附属書があり、下記の通りそれぞれの附属書が各規 則の詳細を規定している。

### (1) 附属書第一

「航空機及び装備品等安全性を確保するため の強度、構造及び性能についての基準(通称、安 全性基準)」が定められている。

(2) 附属書第二

「航空機の騒音の基準 (通称、騒音基準)」が定められている。

(3) 附属書第三

「発動機の排出物の基準 (二酸化炭素を除く。)」が定められている。

(4) 附属書第四

「発動機の排出物の基準 (二酸化炭素に限る。)」が定められている。

附属書第一には「耐空性審査要領」という、航空局 長通達が附属され、さらに詳細な内容が規定されて いる。上記の(1)~(4)の規定は、航空機が空を 飛ぶために必要な各検査の基準となるものであり、 「耐空性基準」と呼ばれる。

### 9 航空機の検査

航空機の検査には、耐空証明検査、型式証明検査、 修理改造検査等のいくつかの検査がある。その中 でも「耐空証明検査」は、自動車でいうところの「自動車検査登録制度(通称、車検)」である。

航空機が空を飛ぶためには、「耐空証明検査」を 受験し、航空法施行規則附属書に定められている 基準 (耐空性基準) を満足していることを国土交通 省航空局の航空機検査官が確認し、国土交通大臣 または地方航空局長が発行する「耐空証明書」(自 動車でいうところの自動車検査証)を入手する必 要がある。

### 10 航空機の整備又は改造と整備士

航空法第16条により、「航空機の使用者は航空機を整備し、必要により改造を行うことにより、航空機を耐空性基準に適合するように維持しなければならない。」と定められており、この整備又は改造を実施した航空機が耐空性基準に適合しているかどうかの確認を行うことが航空整備士の業務であり、航空整備士が基準への適合を確認した後に、航空日誌へ署名または記名押印をすることで、航空機は空を飛ぶことができるのである。

## 11 まとめ

概要のうち航空機整備に関係する部分について 記載したが、この内容は航空整備士の資格を取得 するうえで必須の科目であり、「航空法」という授 業科目の中でより分かり易く説明している。

### 参考文献等

1) 外務省ホームページ 国際民間航空機関 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22\_ 000755.html

# 2) ICAO ホームページ

The History of ICAO and the Chicago Convention https://www.icao.int/about-icao/history/pages/default.aspx

- 3) 航空法 鳳文書林出版販売(株)
- 4) 新航空法規解説 公益社団法人 日本航空技術協会